

新潟県動物救済本部設置要綱

(名称)

第1条 本会は、新潟県動物救済本部（以下「動物救済本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 動物救済本部は、新潟県地域防災計画及び新潟市地域防災計画、その他関係法令等の趣旨に鑑み、大規模な災害の発生により通常の飼育が困難となった者及び避難動物に対し、支援を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 動物救済本部は、前条の目的を達成するため、別紙に掲げる事業を行う。

(救済基金)

第4条 動物救済本部は、緊急災害時動物救済基金（以下「救済基金」という。）を運営し、予め定めた事業内容に沿って適正に運用を行う。

2 救済基金は、「新潟県中越沖地震動物救済本部設置要綱」第10条に基づく資金を引き継ぐほか、寄附金等をもって充てる。

3 動物救済本部の運営に必要な費用は、基金をもって補う。

(構成員)

第5条 動物救済本部は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 公益社団法人新潟県獣医師会長
- (2) 社団法人新潟県動物愛護協会会長
- (3) 新潟県福祉保健部生活衛生課長
- (4) 新潟市保健衛生部健康衛生課長

(役員)

第6条 動物救済本部に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名

2 役員は、代表者の互選により定める。

3 役員の任期は、動物救済本部の設置期間の末日までとする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 本部長は、動物救済本部を代表し、動物救済本部の事業を総理する。

2 本部長に事故等がある場合、又は、やむを得ない事情により本要綱で定める動物救済本部会議への参加が不可能な場合は、副本部長が、本部長の職務を行う。

(監事)

第8条 動物救済本部に監事を置き、会計を監理する。

(動物救済本部会議の招集)

第9条 本部長は、第3条に掲げる事業を行うため、動物救済本部会議を招集することができる。

2 動物救済本部会議は、構成員の過半数の出席によって成立する。

3 議事は出席者の過半数の同意により決し、可否同数の場合は本部長が決する。

4 本部長が必要と認めるときは、第5条に掲げる者以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(行政機関との調整)

第10条 動物救済本部は、救済活動を円滑に実施するため、環境省、関係省庁、地方公共団体、その他団体等の指導及び協力を得ることとし、連絡調整を行う。

(事務局)

第11条 動物救済本部の事務局は、新潟県福祉保健部生活衛生課内に置く。

(設置期間)

第12条 動物救済本部を設置する期間は、平成23年3月18日から1年間とする。ただし、動物救済本部会議の決定により延長することができる。

(救済基金の精算)

第13条 救済基金の精算は、当該基金の本来の性質を考慮し、今後の類似の災害への備えに資するものとする。

(活動内容の公表)

第14条 本部長は、救済基金の運営に関する事項及び動物救済本部の活動状況について、公表するものとする。

(本部長への委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、動物救済本部の運営に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成23年3月18日より適用する。

(別紙)

新潟県動物救済本部の事業

- 1 ペットフード等支援物資の提供
- 2 相談窓口の開設
- 3 避難所生活が困難な動物等の一時預かり（悪癖、高齢、病気等）
- 4 避難動物の健康管理支援
- 5 ボランティアの受付・調整・運営
- 6 上記のほか、本部長が必要と認める事項